

調査票の変更案について

(2) その他 (①サービス関連産業Bとサービス関連産業Cの調査票の統合)

バーコード付

経済センサス・活動調査 試験調査

【10】調査票(サービス関連産業B)

【11】調査票(サービス関連産業C)

令和6年10月1日 総務省・経済産業省

一般統計調査

この調査票は、統計法に基づき一般統計調査です。
 調査の趣旨には同意を求められているので、おのれを正しく記入してください。
 この調査票は、統計法に基づき、調査目的に準じて使用されることとなります。
 インターネット上で調査票の記入は、原則としてインターネット上の調査票の記入を優先してください。
 【調査票の記入のしかた】を多読して記入してください。

フリガナ
 記入者氏名
 電話番号

市区町村コード 市区区番号 事業所番号

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

(1) 単独事業所・本所・支所の別

1 単独事業所 2 本所・本社・本店 3 支所・支社・支店

(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所数

(3) 企業全体の主な事業の内容

(4) 本所の正式名称・所在地

フリガナ
 本所の正式名称
 本所の通称
 本所の電話番号(代表)
 本所の所在地

(変更案)

- ◆ 次回調査では旧特定サービス産業実態調査項目を廃止する予定であるため、サービスBとサービスCの調査票を統合。
 - ◆ 該当する調査票の「」欄に「」でプレプリントすることでBとCを判別し、分類表を配り分ける。
- ⇒ 試験調査において審査事務等の観点から検証

5 この事業所の主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

(2) 生産品、取扱商品又は営業種目

6 経営組織

7 法人番号

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

11 事業別売上(収入)金額

12 設備投資の有無及び取得額

13 自家用自動車の保有台数

14 土地・建物の所有の有無

15 資本比率の種別及び外国資本比率

16 決算月

売上(収入)金額 又は割合(%)

1 0 0

調査票の変更案について

(2) その他 (2) 「この場所での事業所の開設時期」欄の変更

バーコード枠

経済センサス・活動調査 試験調査
[01] 調査票(産業共通)
令和6年10月1日 総務省・経済産業省

一般統計調査

この調査票は、統計法に基づく一般統計調査です。
- 様式の取違には対応していませんので、ありのままをご記入ください。
- この調査票は、統計法に基づき、調査票の記載内容が、調査票の記載内容と異なる場合は、インターネット上で調査票の訂正・変更は、別紙記載のインターネット利用ガイドに「訂正」してください。
- 「調査票の記入のしかた」を参照してください。

フリガナ
記入者氏名
部署名
電話番号 () - (内線:)

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 * 区分

1 名称及び電話番号
フリガナ
正式名称
通称名
電話番号(代表) () - ()

2 所在地
住所(〒) 郵便番号 都道府県名 市区町村名
町丁・字・番地・号 ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)

3 この場所での事業所の開設時期
○囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。

4 この事業所の従業者数
10月1日現在の従業者数を記入してください。

1 この事業所に所属する従業者数		2 受入者	
① 個人業主	② 個人経営の専業主	③ 個人経営の専業主を兼ねる事業所を営んでいる人	④ 個人経営の専業主を兼ねる事業所を営んでいる人
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別

(1) 単独事業所・本所・支所の別
1 単独事業所
2 本所・本社・本店
3 支所・支社・支店

(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所数
常用雇用者とは、無期雇用者とは、有期雇用者(1か月以上)の合計数です。
工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる倉庫なども含めます。

(3) 企業全体の主な事業の内容
① 生産品、取扱商品又は営業項目
②
③

(4) 本所の正式名称・所在地
法人の場合は登記上の名称(「登記名称」欄)に記入してください。
個人など名称がある場合は「通称名」欄に記入してください。

9 消費税の税込み記入・抜き書き記入の別
○囲み印字はできる限り「税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「抜き書き」で記入してください。

10 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

個人経営	個人経営以内		個人経営以外	
	円	千円	円	千円
① 売上(収入)金額	0.000	0.000	0.000	0.000
② 費用総額(売上原価)	0.000	0.000	0.000	0.000
③ うち売上原価	0.000	0.000	0.000	0.000
④ 給与総額	0.000	0.000	0.000	0.000
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)	0.000	0.000	0.000	0.000
⑥ 勘定・不動産賃借料	0.000	0.000	0.000	0.000
⑦ 減価償却費	0.000	0.000	0.000	0.000
⑧ 租税公課	0.000	0.000	0.000	0.000

3 この場所での事業所の開設時期

○囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
					令和元年				

(3) 事業の業種
○上段1で記入した主な事業の内容が、製造品の出荷・加工、卸売・小売、飲食サービス、建設の場合は、該当する事業の業種を調査票の記入のしかた「業種」欄に記入してください。

6 経営組織
個人経営 株式会社 有限会社
合名会社 合同会社
会社以外の法人
外国人の会社
法人でない団体

7 法人番号
○印字されている法人番号(1)を記入してください。
不明な場合、法人番号指定調査書又は課税ソフト(開帳)画面の「法人番号」欄に記入してください。

13 自家用自動車等の保有台数
●業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください。
(1) 貨物自動車 (2) 乗用自動車 (3) バス

14 土地・建物の所有の有無
土地 1 ある 2 ない 建物 1 ある 2 ない

(変更案) 外国資本比率
1 資本又は出資金、基金の総額を記入してください。 (2) うち外国資本比率を記入してください。

◆過去2回の調査分(平成28年、令和3年)を各年単位とする。(本調査では「令和7年」、「令和8年」の選択肢を追加)

調査票の変更案について

(2) その他(「事業の業態」、「管理・補助的業務か否か」欄の追加)

バーコード枠

経済センサス - 活動調査 試験調査 一般統計調査

【19】事業所調査票(建設業、サービス業)

令和6年10月1日
総務省・経済産業省

この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。
 ・秘密の保護には万全を期していますが、ありのままを記入してください。
 ・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
 ・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
 ・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*	整理番号
フリガナ	正式名称	通称名	電話番号(代表)	()
郵便番号	都道府県名	市区町村名	町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等(階・号室まで記入してください)
1	2	3	4	5
平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
以前				令和元年
1	2	3	4	5
個人業主	個人業主の家族で無給の人	有給役員	無期雇用者	有期雇用者(1か月以上)
個人経営の事業主で、実際にこの事業所を営んでいる人	個人経営以外で役員報酬を得ている人	個人経営以外で役員報酬を得ている人	期間を定めて雇用している人(定年制も含む)	1か月以上の期間を定めて雇用している人
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
無期雇用者	有期雇用者(1か月未満、日々雇用)	有期雇用者(1か月以上の期間を定めて雇用している人)	派遣社員	アルバイト
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
無期雇用者	有期雇用者(1か月未満、日々雇用)	有期雇用者(1か月以上の期間を定めて雇用している人)	派遣社員	アルバイト

(3) 事業の業態 ● 上記(1)で記入した主な事業の内容が、製造品の出荷・加工、卸売・小売、飲食サービス、建設の場合は、該当する事業の業態を右表から選択し、番号を○で囲んでください。	事業の内容	番号	事業の業態
	製造品の出荷・加工	①	主に製造して出荷又は卸売
	卸売	②	主に製造して通信販売・ネット販売等で小売
	小売	③	主に他の業者から支給された原材料により製造・加工
	飲食サービス	④	主に同一企業の他の事業所で製造・加工した物品を販売
	建設	⑤	主に他企業の事業所(下請先も含む)で生産・加工した物品を販売
		⑥	主に製造してその場所で小売
		⑦	主に他の事業所から仕入れた商品を店舗で販売
		⑧	主に仕入れた商品を店舗を持たずに通信販売・ネット販売・訪問販売等で小売
		⑨	主に調理済みの料理品を販売
		⑩	主に顧客の注文で調理する料理品を提供(配達を含む)
		⑪	土木工事の施工額が、施工額全体の80%以上
		⑫	建築工事の施工額が、施工額全体の80%以上
	⑬	土木工事と建築工事の施工額がいずれも施工額全体の80%未満	

(変更案)

◆産業格付事務の円滑化のため、

- ・「(3) 事業の業態」欄を追加
- ・「(4) 管理・補助的業務か否か」欄を追加

※(4)については、事業所票すべてに措置

5 この事業所の主な事業の内容 【調査票の記入のしかた】を参照して、できるだけ詳しく記入してください。 ※ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して訂正してください。	
(1) 主な事業の内容 ● この事業所で行っている事業のうち過去1年間の収入額又は販売額の数も多し事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目 ● 左記(1)の主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の数も多し順に記入してください。
(3) 事業の業態 ● 上記(1)で記入した主な事業の内容が、製造品の出荷・加工、卸売・小売、飲食サービス、建設の場合は、該当する事業の業態を右表から選択し、番号を○で囲んでください。	事業の内容 番号 事業の業態 製造品の出荷・加工 1 主に製造して出荷又は卸売 2 主に製造して通信販売・ネット販売等で小売 3 主に他の業者から支給された原材料により製造・加工 卸売 4 主に同一企業の他の事業所で製造・加工した物品を販売 5 主に他企業の事業所(下請先も含む)で生産・加工した物品を販売 6 主に製造してその場所で小売 小売 7 主に他の事業所から仕入れた商品を店舗で販売 8 主に仕入れた商品を店舗を持たずに通信販売・ネット販売・訪問販売等で小売 9 主に調理済みの料理品を販売 飲食サービス 10 主に顧客の注文で調理する料理品を提供(配達を含む) 11 土木工事の施工額が、施工額全体の80%以上 建設 12 建築工事の施工額が、施工額全体の80%以上 13 土木工事と建築工事の施工額がいずれも施工額全体の80%未満
(4) 管理・補助的業務か否か	「調査票の記入のしかた」○ページを参照し、この事業所がもたら管理・補助的業務を行っている場合は、右の□にチェックをしてください。 ※管理・補助的業務(支所等の管理、総務、経理、広報、自家用車庫・修理工場、自家用倉庫等)
6 本所等の別 ● 本所等の別の○欄の内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○欄の印字がない場合は、該当する番号を一つ○で囲んでください。	1 本所・本社・本店 2 支所・支社・支店 (経営全体を統括している事業所)
7 事業所の売上(収入)金額 ● 令和5年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額について記入してください(この期間で記入できない場合は、令和5年を最も多く含む決算期間について記入してください。)(万円未満四捨五入)	売上(収入)金額
8 相手先別収入割合 ● ①(売上(収入)金額)について、収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)	収入を得た相手先
(4) 管理・補助的業務か否か	「調査票の記入のしかた」○ページを参照し、この事業所がもたら管理・補助的業務を行っている場合は、右の□にチェックをしてください。 ※管理・補助的業務(支所等の管理、総務、経理、広報、自家用車庫・修理工場、自家用倉庫等)

調査票の変更案について

(2) その他 (2) 「店舗形態」欄に「均一価格店」の項目を追加

バーコード枠

経済センサス - 活動調査 試験調査
【18】事業所調査票 (卸売業、小売業)

9 年間商品販売額等
● 令和5年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、令和5年を最も多く含む決算期間)の商品販売額、商品売買に関する仲立手数料収入、卸売販売額に占める本文店間移動の割合、国外販売(直接輸出)の割合及び販売商品に関する修理料収入について記入してください。
● 金額は万円未満を四捨五入で記入し、金額で記入できない場合は、第1面の8欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」と「⑤小売の商品販売額」の合計値を100%(分母)として、それぞれの項目の占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

(1)年間商品販売額
第1面の8欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『分類表』の中から、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。ただし、代理・仲立手数料は、「(2)商品売買に関する仲立手数料収入」欄に記入してください。なお、本店から支店への商品振替分などは「卸売」として記入してください。

分類番号	分類表の商品名	販売金額(年間)				又は割合(%)
		卸	小	共	計	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	
	(卸売・小売)				0.000	

10~14欄については、第1面の8欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑤小売の商品販売額」が最も多い場合に記入してください。

10 小売販売額の商品販売形態別割合 第1面の8欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑤小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売(インターネット販売のみ)	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計
						100%

・ ご利用による販売は、「店頭販売」に含めます。
・ 共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は、「その他」に含めます。

11 セルフサービス方式の採用 該当する番号を○で囲んでください。

1 セルフサービス方式を採用している(売場面積の50%以上)
2 採用していない

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
① 客が値札等により各商品の値段が分かるような表示方法をとっていること
② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
③ 売り場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

【セルフサービス方式に該当する例】
総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、均一価格店など

12 売場面積 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。単位は、平方メートル(1坪=3.306換算)で記入してください。(小数点以下四捨五入)

14 店舗形態 この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

1 コンビニエンスストア	2 ドラッグストア	3 ホームセンター	4 均一価格店
--------------	-----------	-----------	---------

1 開店時刻及び閉店時刻がある(24時間営業以外)
<開店時刻> 1 年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分 ~ 2 年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分
<閉店時刻> 1 年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分 ~ 2 年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分
【記入例:営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】
<開店時刻> 1 年 〇 月 〇 日 10 時 30 分 ~ 2 年 〇 月 〇 日 〇 時 30 分
<閉店時刻> 1 年 〇 月 〇 日 〇 時 30 分 ~ 2 年 〇 月 〇 日 〇 時 30 分
・ 正午は午後00時00分、夜中の0時は午前00時00分になります。
・ 訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。
・ 通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業員の勤務時間を記入してください

14 店舗形態 この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

1 コンビニエンスストア	2 ドラッグストア	3 ホームセンター	4 均一価格店
--------------	-----------	-----------	---------

(変更案)
◆ 日本標準産業分類の改訂で新設された分類「均一価格店」を正確に把握するために、「店舗形態」欄に「均一価格店」の項目を追加

(参考) 均一価格店の定義
(販売商品と同種商品の修理のみ)
該当する番号を○で囲み、「1」ある場合は、その「②国外販売(直接輸出)」とは、自社(自分)名義で運手続きを行って国外に商品を出した場合は「①本文店間移動」とは、自社の支店間移動(直接輸出)とします。
均一価格店等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として食器や文具等の家庭用品を取り扱い、加工食品等も含めた各種最寄り品を均一価格を基本に小売する業態の事業所をいう (出所: 日本標準産業分類 令和5年6月改定より)

(参考) 現在の均一価格店の調査状況

- どの事業所（個店）がどの産業分類に格付けされるかは、調査票上の「品目別販売額」、「セルフの有無」、「売場面積」、「営業時間」、「店舗形態」等の記入値をみて判断
- 現在の格付け方法は、主に「品目別販売額」の多寡によって産業分類を格付けている。

○現行の格付け方法の課題

→現行では上記の格付け方法に基づいて、「均一価格店」と思われる個店の多くは、多い順に以下のとおり格付けられている。

1. 5793_洋品雑貨・小間物小売業
2. 6099_他に分類されないその他の小売業
3. 6091_ホームセンター（注）
4. 6021_金物小売業
5. 6022_荒物小売業
6. 5893_飲料小売業

（注）ホームセンターとは
家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売りする事業所で、「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを扱っている事業所（R3センサス-活動調査 記入の手引きより）



上記のような「品目別販売額」の多寡を基本とする格付け方法では、同じ均一価格店であるにもかかわらず、産業がバラバラに格付けられてしまう